

お知らせ（令和元年 8月 5日）

阪神国際港湾株式会社

## 「荒天時の走錨等に起因する事故の再発防止」に関する資料について

「荒天時の走錨等に起因する事故の再発防止」に関する資料を入手いたしましたので掲載いたします。

本件に関するお問い合わせについては、下記関係先へお願い致します。

海上保安庁 交通部航行安全課 TEL03-3591-6361



令和元年7月26日  
海上保安庁

荒天時の走錨等に起因する事故の再発防止に向けて  
優先的検討対象として選定した海域における対応策を策定し、順次運用を開始

平成30年9月、台風21号による強風等の影響で油タンカー宝運丸が走錨し、関西国際空港連絡橋に衝突した事故を踏まえ、学識者及び海事関係者等による有識者検討会が設置され、本年3月に報告書が取りまとめられました。

同報告書を受け、本年4月、海上空港（連絡橋）など重要施設の周辺海域が優先的検討対象として選定され、以来、各管区海上保安本部において海事関係者や施設管理者等とともに対応策が検討・策定されています。

本年の台風シーズン到来を踏まえ、順次運用が開始されていますので、現段階での対応策をお知らせします。

**【添付資料】**

- ・関空連絡橋事故を踏まえた荒天時の走錨海難防止対策について
- ・重要施設周辺海域における対応策一覧

**【参考資料】**

- ・荒天時の走錨等に起因する事故の再発防止～全国海域の安全対策
- ・荒天時の走錨等に起因する事故の再発防止に係る有識者検討会

# 関空連絡橋事故を踏まえた荒天時の走錨海難防止対策について 海上保安庁

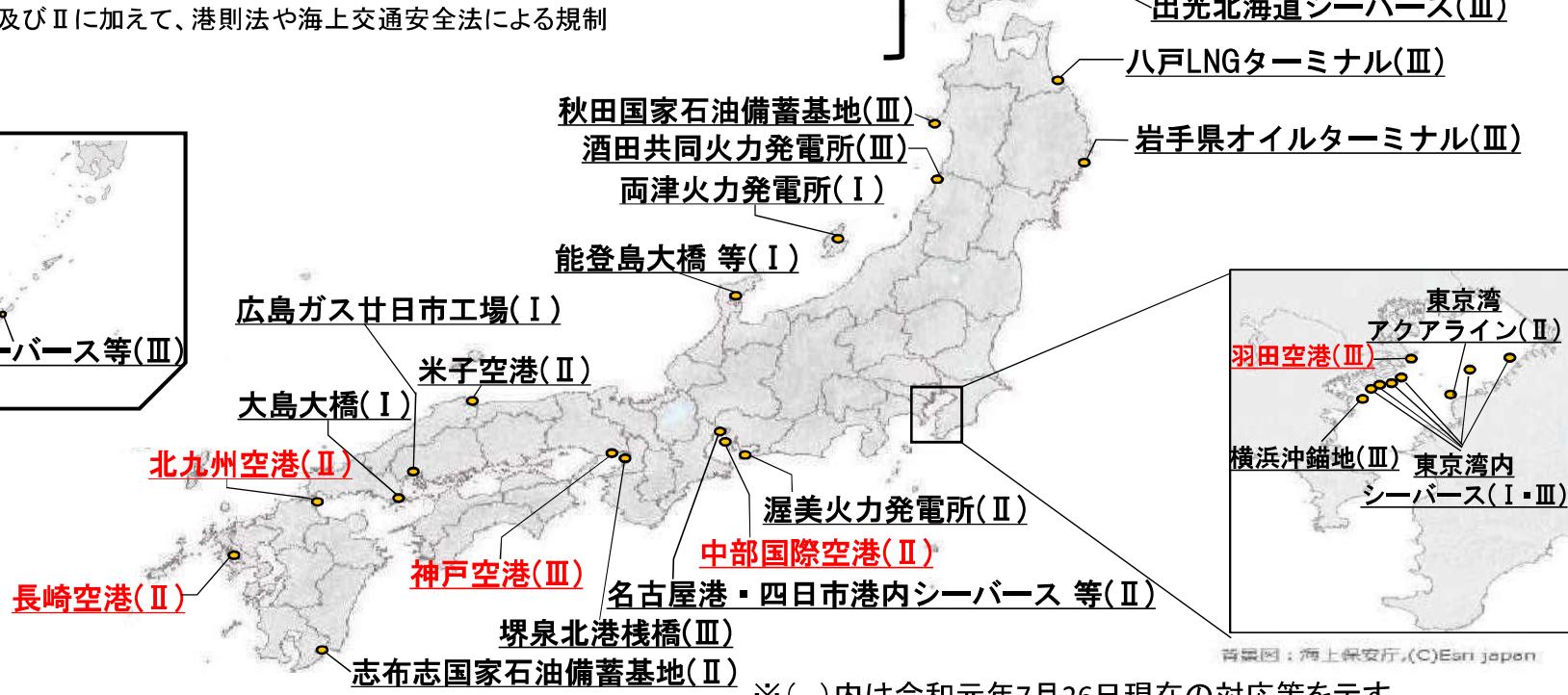
- 平成30年9月、台風21号による影響でタンカーが走錨し、関西国際空港連絡橋に衝突した事故を踏まえ、本年1月より関空周辺海域における法規制(船舶の航行禁止)を運用開始。並行して、関空以外の重要施設周辺海域に関する検討を実施。
- 本年の台風シーズン到来を受け、関空以外の重要施設周辺海域に関する検討を踏まえた対応策を順次開始。

## 【対象海域】

- ① 海上空港(連絡橋)周辺(羽田空港、中部国際空港、神戸空港、北九州空港、長崎空港)
- ② ①以外の重要施設周辺  
(交通やライフライン等の断絶、代替手段がないことによる不利益等をもたらす施設)

## 【対応策】

- I 監視・指導強化海域 …レーダー、AIS、カメラ等による監視体制強化及び無線等による注意喚起
- II 重点指導海域 … I に加えて、強力な指導を行う海域を設定して巡視船艇による直接指導などにより、重点的に警戒する態勢を確保
- III 規制海域 … I 及び II に加えて、港則法や海上交通安全法による規制



背景図：海上保安庁 (C) Esri Japan

**重要施設周辺海域における対応策一覧**

(令和元年7月26日現在)

対象施設名	所在地	対応策
【出光北海道シーバース】	北海道苫小牧市	III
【八戸LNGターミナル】	青森県八戸市	III
【岩手県オイルターミナル】	岩手県釜石市	III
【秋田国家石油備蓄基地】	秋田県男鹿市	III
【酒田共同火力発電所】	山形県酒田市	III
【羽田空港】	東京都大田区	III
【東京湾アクアライン】	千葉県木更津市	II
【東京湾内シーバース】 ・京葉 ・コスモ石油第2 ・JXTGエネルギー扇島 ・京浜川崎	千葉県、神奈川県	I
・東京ガス扇島LNGバース ・JERA扇島LNGバース		III
【横浜沖錨地】	神奈川県横浜市	III
【中部国際空港】	愛知県常滑市	II
【名古屋港・四日市港内シーバース等】 ・伊勢湾シーバース ・東邦ガス名古屋港L1桟橋 ・知多LNG名古屋港L2桟橋 ・コスモ石油 ・昭和四日市石油 ・JERA川越火力E1桟橋	愛知県知多市 三重県四日市市 三重県三重郡川越町	II
【渥美火力発電所】	愛知県田原市	II
【神戸空港】	兵庫県神戸市	III
【堺泉北港桟橋】 ・コスモ石油(株)堺製油所原油桟橋 ・大阪ガス(株)泉北製造所第二工場LNG第2桟橋 ・堺LNG(株)堺LNGセンター桟橋	大阪府堺市	III
【広島ガス廿日市工場】	広島県廿日市市	I
【大島大橋】	山口県大島郡周防大島町	I
【北九州空港】	福岡県北九州市	II
【長崎空港】	長崎県大村市	II
【米子空港】	鳥取県境港市	II
【能登島大橋等】 ・能登島大橋 ・七尾大田火力発電所 ・七尾国家石油ガス備蓄基地	石川県七尾市	I
【両津火力発電所】	新潟県佐渡市	I
【志布志国家石油備蓄基地】	鹿児島県肝属郡東串良町	II
【那覇空港】	沖縄県那覇市	III
【金武中城港シーバース等】 ・吉の浦火力発電 ・沖縄石油基地 ・沖縄ターミナル	沖縄県中頭郡中城村・うるま市	III

## 1 事故の発生

- 平成30年9月4日、台風21号による強風(瞬間最大風速58.1m/s)の影響で走錨した船舶(油タンカー、2591トン)が、関西国際空港連絡橋に衝突する事故が発生。
- 海上保安庁では従来より、荒天時の錨泊を避けるよう指導を行っており、事故当日も多数の船舶に注意喚起。
- 海上保安庁は118番通報を受け、巡視船艇及び航空機を投入、民間の船舶と連携し、乗組員11名全員を救助。 ※ 走錨:強風などによって船が錨を引きずりながら流されること。

そうひょう※

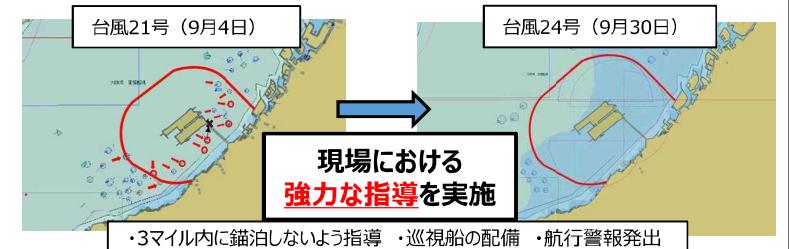


関空連絡橋に  
衝突したタンカー

当庁ヘリによる  
吊上げ救助の状況

## 2 再発防止に向けた取組み

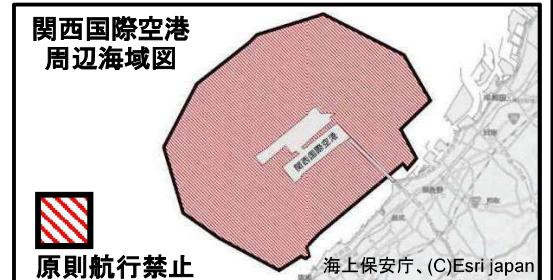
- 平成30年9月30日の台風24号来襲時には、現場における**強力な指導**を実施し、事故の再発を防止。
- 荒天時の走錨等に起因する事故の再発防止策を検討するため、学識者及び海事関係者等による**有識者検討会**を10月に設置し、計5回開催。



## 3 関西国際空港周辺海域における安全対策

(有識者検討会中間報告(平成30年12月))

- 関空周辺海域においては、**法規制をもって再発防止に当たるべき**。  
⇒大型台風の直撃などが予想される場合、法律に基づき、関西国際空港から3マイル(約5.5キロメートル)の範囲において、原則として**船舶の航行を禁止**。  
(平成31年1月31日より運用開始(法律に基づく告示)。違反した場合、罰則の適用あり。)



## 4 全ての海域における安全対策

(有識者検討会報告書(平成31年3月))

- 各海域で検討を行うに当たっては、海域を取り巻く環境(**錨泊実態、地形**など)や固有の諸事情(**海上施設の種別、社会的影響**など)を勘案して、海事関係者・施設管理者・関係行政機関等とともに、対象海域を選定し、対応策の検討を行わべき。

**時期 2019年3月～**

- 検討体制の構築、必要な検討、対策の実施を全管区に指示  
※本庁において隨時、各管区本部の検討状況の集約・確認等実施

**2019年7月頃(台風シーズン前まで)**

- 直ちに対応できる対策を最大限実施
- 更なる監視のための施設整備等を着実に推進

**毎年継続的にチェック**

## 1. 目的

- 今般の台風21号による災害では、荒天を避けるために錨泊していたタンカーが走錨し、関西国際空港連絡橋に衝突したことにより、船舶の航行の安全が阻害されるとともに、空港へのアクセスが制限されるなど、人流・物流等に甚大な影響が発生。
- 荒天時の走錨等により、重要施設に甚大な被害をもたらすような事故の再発を防止するために必要な事項等について検討することを目的として、有識者及び海事関係者等による検討会を設置。

## 2. 委員

### (1) 有識者

◎河野 真理子	早稲田大学法学学術院教授
北川 佳世子	早稲田大学大学院法務研究科教授
木場 弘子	キャスター、千葉大学客員教授
庄司 るり	東京海洋大学大学院学術研究院教授
○日當 博喜	海上保安大学校名誉教授
若林 伸和	神戸大学大学院海事研究科教授

(敬称略 五十音順、◎座長、○副座長)

### (2) 海事関係者等

外国船舶協会、新関西国際空港株式会社、全国漁業協同組合連合会、全日本海員組合、  
日本海難防止協会、日本船主協会、日本船長協会、日本内航海運組合総連合会、  
日本水先人会連合会、日本旅客船協会  
(五十音順)